

## 環境基準等の改正状況

改正の概要	基準値等																										
<p>○大気汚染に係る環境基準</p> <p>・「微小粒子状物質」に係る環境基準を設定 (平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号)</p>	<p>【環境上の条件】</p> <p>・1年平均値が <math>15 \mu\text{g}/\text{m}^3</math> 以下であり、かつ、1日平均値が <math>35 \mu\text{g}/\text{m}^3</math> 以下であること。</p> <p>【測定方法】</p> <p>・微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法。</p>																										
<p>○水質汚濁に係る環境基準</p> <p>【公共用水域】</p> <p>・「1,4-ジオキサン」を追加</p> <p>【地下水】</p> <p>・「塩化ビニルモノマー」を追加</p> <p>・現行のシス-1,2-ジクロロエチレンにかわり、「1,2-ジクロロエチレン」(シス体とトランス体の和)を追加</p> <p>・「1,4-ジオキサン」を追加</p> <p>【公共用水域・地下水】</p> <p>・「1,1-ジクロロエチレン」について、現行の基準値を見直し (平成 21 年 11 月 30 日環境省告示第 79 号)</p>	<table border="1" data-bbox="735 674 1481 920"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目名</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共用水域</td> <td>1,4-ジオキサン</td> <td>0.05mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地下水</td> <td>塩化ビニルモノマー</td> <td>0.002mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロエチレン</td> <td>0.04mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>1,4-ジオキサン</td> <td>0.05mg/L 以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="735 954 1481 1104"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目名</th> <th>新たな基準値</th> <th>現行の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共用水域・地下水</td> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td>0.1mg/L 以下</td> <td>0.02mg/L 以下</td> </tr> </tbody> </table>		項目名	基準値	公共用水域	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	地下水	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下		項目名	新たな基準値	現行の基準値	公共用水域・地下水	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.02mg/L 以下					
	項目名	基準値																									
公共用水域	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下																									
地下水	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下																									
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下																									
	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下																									
	項目名	新たな基準値	現行の基準値																								
公共用水域・地下水	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.02mg/L 以下																								
<p>○水生生物の保全に係る水質環境基準</p> <p>【公共用水域】</p> <p>・「ノニルフェノール」を追加 (平成 24 年 8 月 22 日環境省告示第 127 号)</p>	<table border="1" data-bbox="735 1160 1481 1843"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>水域</th> <th>類型</th> <th>水生生物の生息状況の適用性</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">ノニルフェノール</td> <td rowspan="4">河川及び湖沼</td> <td>生物 A</td> <td>イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域</td> <td>0.001mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>生物特 A</td> <td>生物 A の水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域</td> <td>0.0006mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>生物 B</td> <td>コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域</td> <td>0.002mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>生物特 B</td> <td>生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域</td> <td>0.002mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海域</td> <td>生物 A</td> <td>水生生物の生息する水域</td> <td>0.001mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>生物特 A</td> <td>生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域</td> <td>0.007mg/L 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	水域	類型	水生生物の生息状況の適用性	基準値	ノニルフェノール	河川及び湖沼	生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.001mg/L 以下	生物特 A	生物 A の水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.0006mg/L 以下	生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.002mg/L 以下	生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.002mg/L 以下	海域	生物 A	水生生物の生息する水域	0.001mg/L 以下	生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.007mg/L 以下
項目	水域	類型	水生生物の生息状況の適用性	基準値																							
ノニルフェノール	河川及び湖沼	生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.001mg/L 以下																							
		生物特 A	生物 A の水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.0006mg/L 以下																							
		生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.002mg/L 以下																							
		生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.002mg/L 以下																							
	海域	生物 A	水生生物の生息する水域	0.001mg/L 以下																							
		生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.007mg/L 以下																							
<p>○底質調査方法の改定</p> <p>・昭和 50 年 10 月 28 日付け環水管第 120 号「底質調査方法について」及び昭和 63 年 9 月 8 日付け環水管第 127 号「底質調査方法の改定について」を改定。 (平成 24 年 8 月 8 日環水大発第 120725002 号)</p>	<p>【改定の主な内容】</p> <p>・水質の環境基準項目及び要監視項目等の追加 (ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン 等)</p> <p>・JIS K0102(工場排水試験方法)に整合する新しい技術を取り入れ</p> <p>・分析方法が著しく改良された項目の追加 (シアン化合物等)</p>																										